

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部改正について

意見募集期間

令和5年12月5日～令和6年1月4日

問い合わせ先

神戸市地域協働局地域活性課

電話 078-322-6837

1 意見募集期間

令和5年12月5日（火）～令和6年1月4日（木）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570 《宛先住所記入不要》

神戸市地域協働局地域活性課（NPO法人担当）意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6133

神戸市地域協働局地域活性課（NPO法人担当）意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: plat@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市地域協働局地域活性課（NPO法人担当）

神戸市役所1号館 23階

月曜日～金曜日（祝祭日、令和5年12月29日から令和6年1月3日を除く）

8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部改正（案）の概要

1 改正の背景、目的

特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）では、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類や、閲覧に備え置くべき書類が規定されています。

令和4年6月7日に国において閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、NPO法に規定されているNPO法人及び所轄庁が行う手続きについて、ウェブサイトを通じてオンラインで行うことが可能となるシステム（以下、「ウェブ報告システム」という。）を、内閣府が構築すると示し、令和5年3月にウェブ報告システムの稼働を開始しました。

そのため、本市では、同システム等を活用した手続きが可能となるよう、必要な規則の改正を行います。

2 改正内容

- ・ NPO法第74条に規定する届出、提出、通知、交付、縦覧又は閲覧について、オンラインで行う場合は、「神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（以下、「デジタル条例施行規則」という。）」の例による旨を新たに規定します。

《例》NPO法人の設立認証申請をオンラインで行う場合

申請を行う者は、書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請を行う者の使用に係る電子計算機から、入力して申請を行わなければならない。

- ・ 届出・提出、通知・交付について、オンラインで行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として、「対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合」及び「原本を確認又は交付する必要があると市長が認める場合」を規定し、その場合、オンライン外での提出は、オンラインで行った日から1週間以内に行わなければならないと規定します。
- ・ 通知・交付（以下、「通知等」という。）について、通知等を受ける者がオンラインを使用する方法により受ける旨の意思表示の方法として、市長が別に定める旨規定します。

3 施行日（予定）

令和6年4月1日

※ 本市におけるウェブ報告システムの導入については、NPO法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、令和6年度中に実施予定です。